**新型コロナウィルス感染症の影響を受ける事業者の皆様へ(R2.4.20時点)**

**情報は毎日更新されていますので、各所HPもご確認下さい。**

日頃大変お世話になっております。新型コロナウィルスの影響を受けて、幾つかの支援策が出ていますので代表的な施策を整理してご案内致します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **資金繰りの支援** | **事業継続の支援** | **販路拡大の支援** |
| 1. **日本政策金融公庫**

最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5％以上減少した方・コロナ特別貸付(金利当初3年▲0.9％引下げ)・コロナマル経(金利当初3年▲0.9％引下げ・別枠１千万円・無担保・無保証)**○特別利子補給制度(上記利用者に3年利子補給)**上記で、更に①個人事業主②小規模法人事業者で売上高が15％以上減少③中小企業者で売上高が20％以上減少、の事業者については利子補給を実施(実質無利子化)1. **埼玉県制度融資**

・セーフティネット保証4号・5号(売上減少の方)【4号】金利0.5％以内　　【5号】金利0.6％以内・経営あんしん資金(金利0.8％以内)・緊急借換資金(売上減少の方)　金融機関所定利率、月々の返済額を軽減**○特別利子補給制度(上記利用者に3年利子補給)**①個人事業主(全年同月比売上5％減少)②中小規模事業者(前年同月比売上15％減少)(②で5％減少は保証料のみ1/2補助) | 1. **国による支援**

**持続化給付金**感染症拡大による特に大きな影響を受ける事業者に対する、事業全般に広く使える給付金給付額法人200万円・個人事業者100万円(昨年1年間の売上からの減少分が上限)※売上減少分の計算方法 前年の総売上(事業収入)　―(前年同月比▲50％月の売上げ×12ヶ月) 支給対象・新型コロナウイルス感染症の影響により、 **売上が前年同月比で50％以上減少している者。**・中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス を含む個人事業者(医療法人、農業法人等も含)1. **県による支援**

**埼玉県中小企業者支援金**県内中小企業者で、感染症拡大抑制のため4/8～5/6の間で、7割以上休業するものに対する支援金給付額20万円又は30万円(複数の事業所を有する場合) | 1. **小規模事業者持続化補助金**

・小規模事業者の販路開拓を補助・補助率　２／３　　・補助上限　５０万円・通年公募(３月、６月、１０月、２月)の予定1. **ものづくり・商業・サービス補助金**

・生産性向上などの設備投資を補助・補助率　中小１／２　小規模２／３・補助上限　１，０００万円・通年公募(３月、５月、８月、１１月、２月)の予定1. **ＩＴ補助金**

・生産性向上、業務効率化のITツールの導入を補助・補助率　１／２　 ・補助下限上限　３０～１５０万円 |
| **雇用維持の支援** |
| **雇用調整助成金**・今般の影響を受けて事業活動を縮小し、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成・助成率　中小企業２／３ (緊急宣言地域４／５)・支給限度日数　１年間で１００日・申請の事後提出が５月末まで可能社会保険労務士が申請の業務を代行します |
| 以下の和光市商工会からのアンケートにご協力お願い致します。　　**(FAX：048-464-3554)** | 事業所名(ご担当者名) |
| 1.新型コロナによる影響を教えて下さい。 |  | 　(　　　　　　　　　　　) |
| 2.商工会に要望することを教えて下さい。 |  |

お困り事があれば何なりと商工会へお問い合わせ下さい。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和光市商工会(電話：048-464-3552)